

組合規約一部変更の公告について
(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う規約の変更)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う規約の変更について、下記のとおり近畿厚生局長へ届け出たので、健康保険法施行令第3条第2項の規定に基づき公告する。

(準備金の保有の方法)

第48条

2. 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。

附 則

この規約の改正は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年 3月13日
関西電力健康保険組合
理事長 坂田 道哉